

＜ミニ知識＞

3月26日は五城目町議会議員一般選挙です

～有権者は必ず投票しましょう～

- 今回の選挙で投票できない人
- ・年令20におならない人
- ・昭和27年3月28日以後に生れた人
- ・禁治産者や一定の処理者
- ・昭和46年12月14日以後にこの町へ転入して来た人(役場へ住民登録してから3か月以上すぎている人)
- ・町外に転出して町に住所がなくなった人

広報



ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 総務課 電話(018876)代 2100番
 印刷所 湖東印刷所 電話(018876)2430番 (一部五円)
 郵便番号 018-17 毎月1日・15日発行

青年議会

2月15日役場第一会議室において、第5回青年議会がおこなわれた。これは5年前から、町政に若者たちの声を反映させようとして、はじめたものだが、今では定期青年議会の様相を呈してきている。そして内容も若い感覚で満ちている。町政の具体的な問題点を研究するため、調査委員会を設け、市民の声を反映させるためにアンケート調査を繰り返した。町民が何を望んでいるのか、青年たちの資料はできた。

- いわく・公民館の新設
 - いわく・ゴミ焼却場の新設
 - いわく・し尿処理問題
- 等々この解決を町当局にせよ。

町としては、総合開発計画のもと町政を展開しているが、公民館は43年、ゴミ焼却場は近々、し尿処理場は広域的な見地から対処する旨の意向であることを伝えた。

わが町に近代の意味の自治が敷かれたのは、明治4年廃藩置縣制度が成立されてからである。

秋田県を20大区104小区に編成した。湖東部一帯は第1大区第11小区の中にあつた。以後あるいは拡張されあるいは縮小されて、明治22年五十目村に村会が設置され、議員は12名であつた。当時の村長は渡辺綱松とある。議員になるためには相当な制約があつた。大衆的な議会ではなかつたのである。

私達は同胞250万人の犠牲により昭和20年以来、人間としての権利を獲得した。明治4年の近代自治のあけぼのから現在まで、いろいろな変遷の上で今私達は住んでいる。来る3月26日はこの町の議会議員の一般選挙である。「身分、一定の地域、利益等の代理人ではなく、全町民の一体的利益の代表者」を私達は選挙する権利と義務がある。そして町をよくする責任もある。

ほとよしる青年議会の意気が町民に張り立ち、町発展の行灯(よんしゃく)の礎(いしずえ)となることを期待する。

青年議会であいさつをする石井五連青会長



第5回青年議会

広報サロンの

農家の主婦として

下高崎 館岡ミエ



農家に嫁いでから2年、主婦としての在り方を見つかりたい。自分なりの生活を送りたい。農家の生活は、波風のたたない生活などと考えられないようでした。嫁はだまされて耐えてきたところがある。

しかし今の農家の嫁は理解があり私達農家の嫁は辛いです。まず私達夫婦は長男会という会に入つて、毎月積立金をしており、時々夫婦で方々へ旅行に行つておる。また色々な会に夫婦同行でかかせる事や、若妻会などで、家がある事がない事があるが、そのたびに毎に子供達を嫁にあずけてかかせる住まわらないで、かかると早く行きなさいといふてくれる。

今の私達にはわがままな点が多いかもしれないが、なんともかやうていけるのはそれだけ嫁が理解の深いからだと思つている。

本当に昔の嫁の時代と今の現代の子ともいふてよい嫁とは相当な違いがあると思つて、それが嫁と村会における人間関係の考え方が変わつてきているのではないかと。

私は結婚前の娘さん道に申しあげた。それは年々公害や環境の度合を深めていく都会生活より、太陽の光り輝く青空のもと、緑と新鮮な空気に包まれて思う存分働ける農村は、将来人間の住むに最も適した理想郷にたつことを

町議会定例会 29日から10日間

47年度予算(一般会計)

才入 } 6億7千3百9拾7万3千円

《日本一きれいな町に》

☆…… 昭和46年度における最終定例議会が、3月26日におこなわれる町議会議員一般選挙の関係もあって例年より早く2月29日……☆
☆……からはじまった。付議案件は、五城目町文化財の保護に関する条例の制定など32件が、10日間にわたって審議される。……☆

付議される案件

- 議案第1号 五城目町文化財保護に関する条例制定について
議案第2号 五城目町中小企業振興融資貸付に関する条例制定について
議案第3号 五城目町建築協定案制定について
議案第4号 五城目町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第5号 五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第6号 五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第7号 教育長の給与、旅費及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第8号 五城目町社会教育委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第9号 五城目町立公民館設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第10号 五城目町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第11号 五城目町水道事業給水条例制定について
議案第12号 五城目町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第13号 五城目町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
議案第14号 財産処分について
議案第15号 田慣による町有財産の使用権廃止について
議案第16号 町道の路線廃止について(1)
議案第17号 町道路線廃止について(2)
議案第18号 町道の路線廃止について(3)
議案第19号 秋田県町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について
議案第20号 南秋田町視聴覚教育協議会設立に関する協議について
議案第21号 昭和47年度五城目町一般会計予算
議案第22号 昭和47年度五城目町有林野特別会計予算
議案第23号 昭和47年度五城目町国民健康保険特別会計予算
議案第24号 昭和47年度五城目町簡易水道事業特別会計予算
議案第25号 昭和47年度五城目町水道事業会計予算
議案第26号 昭和46年度五城目町一般会計補正予算(第4号)
議案第27号 昭和46年度五城目町有林野特別会計補正予算(第3号)
議案第28号 昭和46年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第29号 昭和46年度五城目町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の委任につき同意を求めることについて
議案第31号 町営土地区改良事業の施行について
議案第32号 会社の経営状況を説明する書類の提出について

< 47年の施政方針 >

3本の柱 1. 環境保全 2. 健康と福祉の増進 3. 道路の整備

加賀谷町長は昭和47年度の施政方針を開会の冒頭に述べたが、その中から主なものをひろってみると次のとおりである。

※ 47年度固定資産税の減税

一 減税額 6百2拾4万円 一

昭和47年度予算の才入の中で、固定資産税の税率を現行の100分の1.6を標準税率100分の1.4に引下げる。減税額6百2拾4万円である。これにより町税はすべて標準税率となる。なお才出に関しては46年度当初予算に对比して20%増となっている。

▶ 環境保全対策 ~日本一きれいな町に~

47年度の第1重点施策は環境保全であり、そのため年間主要目標を(五城目町を日本一きれいな町にしよう)とする。

- ・庁内関係者のプロジェクトチームの編成
・現焼却場の整備
・不燃物の捨場を確保
・清掃区域分担の設定(町の分担、各家庭の分担、各企業分担の明確化徹底)
・農村部不燃物収集を月2回とする。

※ 関連事業

- ・花いっぱい運動
・生垣の奨励と造成に助成をする
・苗木等のあっせん
・生垣コンクールの実施
・公共施設等の環境緑化
・月1回の清掃デーの充実
・年4回の全町美化運動の展開
・保健保全林、鳥獣保護センターの造成
・自然保護(ホタル、鈴虫等の保護を含む)の促進
・畜産公害の防止施設費に助成措置

▶ 健康と福祉の増進

※ 老人医療費 70才から1割割給付

・老人医療費は今まで75才以上に対して(外来月額1,000円、入院月額2,000円の負担)であったが、本年は国県にさきあげ、対象年齢を70才に引き下げて1割割給付をする。

※ 新しく乳児(1才未満)の医療費1割割給付をす

※ 各種予防注射、接種の検診料の自己分担の軽減を図る

Table with 3 columns: 従来, 本年, 内容. Rows include 胃部検診, 婦人病検診, 脳卒中検診.

※ 寄生虫駆除と貧血対策

・山間部へ寄生虫駆除 ・その他の区域へ貧血検査

※ 血液型を知る運動の推進

・中学3年生以上対象に血液型検査を実施して有事の際に備える。

※ 国 保 税 ~今後当分増税しない方向に~

・前年より保険者負担の医療費の伸び率が127.5%保険税の1世帯当りの負担額が118.3%と大きく伸びることになるが、わが町では46年どおり据え置き町民の負担軽減を図り、今後当分増税をしない方向づけをしていきたい。
・老人介護人を5名に増員
日常生活を営むに支障のある65才以上の老人の世話をする介護人を2名増員して5名とする。

▶ 道路網の整備

・町内内の町道は全線舗装をする。その他の地域については改良済の町道について舗装し逐次拡大していく。
・その他の道路については、ほろ地元の要請のあるものはほとんどおり込んだ。

※ 農 業

~五城目米銘柄確保に努力~

・主食である米の需要と供給のアンバランスから、農業の王様であった米作りにも、いろいろな条件が要求されてきている。
その第1は農業公害のない米であること。
第2は他地域の米より秀れた質のものであることが絶対の必要条件となっている現状をふまえて

- ・農業公害の懸念のあるものは慎重に対処していく
・五城目米の銘柄を確保するために次のことを実施していく
・五城目米生産の層作り
・良質米生産優秀農家の育成
・グループ経営の育成拡大運動
・機械移植モデル施設整備事業
・稲作受託経営者に対する助成
・生産集団育成推進研修。

※ 農業基盤整備事業

- ・農道整備(町道のうち農道として認められたもの)について舗装する。
・第二次農業構造改善事業を48年指定目標に推進するために農業振興地域指定を受け振興地域の官営農作りに取りくむ

[次号へつづく]

昭和四十七年度

米の生産調整目標数量

一、二二〇トン配分される

県では二月二十三日、昭和四十七年度の米生産調整目標数量及び政府買入予約申込限度数量を、各市町村に内示しました。

本町の生産調整目標数量は、二二〇トンで、昨年度の一、四六〇トンと比較すると八三、五六％にあたりこれを本年度の共済基準収量で面積に換算すると二二一、九ヘクタールであります。

本年の政府買入予約申込限度数量
量の割当は、本町の場合六、八二一キロ当り六十八円(四十五年度)トんで換算に換算すると一三三 共済実行反取による)であり本町、六六六俵になり、昨年と比較した場合平均反当三三、六六〇円ですと一〇三、八％になります。
これを推進するため、国の生産する場合、部落のまとまりが昨年の一ヘクタール以上で三年契約を五〇アール以上のまとまりで二年契約に条件緩和して、十アール当り奨励金五千円が加算される。

五城目町告示第一号

固定資産課税台帳の縦覧について

地方税法第四一五条の規定により、昭和四十七年度固定資産課税台帳を次のとおり関係者の縦覧に供します。
昭和四十七年二月二十六日
五城目町長 加賀谷力司

記

一、縦覧期間 昭和四十七年三月一日から同年三月二十日まで
一、縦覧場所 五城目町役場

固定資産課税台帳に登録された事項(土地登記簿、又は建物登記簿に登録された事項を除く)について不服がある場合には、縦覧期間の初日からその末日後(三月二十一日から三月三十日)十日までの間において、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の請求することができる。

菜二ヘクタール)以上にそれれば条件緩和して十アール当り一万円が加算される。
▽永年転作 昨年度同様奨励金は十アール当り一万円であるが、本年は作物としてアスパラガス、さとうきびも新たに永年性植物として加えられた。

▽生産調整協力費 生産調整に協力し、個々の目標を達成した農家には各種奨励金のほかに報償として調整数量一キロ当り三十三銭が加算される。本町の場合平均十アール四九五キロとすれば五、〇九八円となります。

県の取り組み方

県の…生産調整に対する取り組み方を予算案からみると、ことしは集団転作に補助金を出して国の奨励金に上乗せを図ることとしたほか、新たに…%を生産調整に協力した集落、農協、市町村に報償措置を講じたことが大きな特徴となっている。

▽普通転作

農家個々で転作した場合は十アール以上十アール以下の場合十アール当り五千元の奨励金加算される。

▽集団転作

普通作物三ha以上の集団に十アール、五ha以上の集団に二十万円、十ha以上の集団には三十万円を助成する。

▽恒久転換作物

(ハウス園芸、果樹、養蚕、たばこ、養殖など)事業費の一部補助、残りは農業振興資金二割、近代化資金七割の貸付けによる。

▽集団転作

昨年度の普通作物五ヘクタール(野菜三ヘクタール)以上を三ヘクタール(野

円、四十万円を助成し、また、二十戸以上の集落、実行組合が一〇%協力すると二万円、目標を達成した市町村には記念品を贈ることとしている。

町の奨励措置

町でも現下の農業事情を考慮して生産調整に協力するため、生産調整農家の所得減を少なくするため町独自で普通転作や、土地改良の通年施行に補助金を出して、国や県の補助金に上乗せを図ることにして予算審議を願っております。

▽転作奨励金

普通転作、集団転作に關係なく転作奨励金として転作した農家に対し、十アール当二千円の上積みをします。

▽土地改良通年施行奨励金

土地改良事業推進との関連をはかりながら、生産調整をすすめるため、おおむね一ヘクタール以上の通年施行実施者に対し、国の休耕奨励補助金が十アール当り四万円に満たない場合、四万円までの差額を助成する。

▽国及び県や町の奨励金の内容は

以上のとおりであるが、町では今各機関と協議しながら、目標数量を農家に配分する作業中であり、したがって休耕するのみでは奨励金も少ないので、出来るだけ転作をして奨励金の上積と転作物からの収入をあげるようにして、生産調整の協力を願っております。

選管だより

◎五城目町議会議員一般選挙の立候補予定者説明会開催について
対象に予定候補者および選挙運動等諸準備の万全を期すため次の日程により説明を行いますのでご出席ください。

日時 三月十日午後一時

場所 五城目町役場第一会議室

◎農業委員会委員選挙人名簿の従覧について
この名簿は昭和四十七年一月一

十番目という悪い成績であります。全部の税金の納率は一月末で終っておりますが納入率は八四・四セントとなっております。未納税金は一六パーセントもあつて町財政を圧迫しているのと困ることになります。住みよい町づくりには完納から…でありますので、まだ未納の税金のあるかたは、早く納めて下さい。

町では、一日から三十一日まで年度末町税完納月間と定め、未納整理を強力にすすめることにしました。この期間中、納税の意志のないかた、納付誓約しているが守れないかたに対しては、財産の差押え、公売に付するよう強制執行もしますので、このようにならないよう未納のかたは早急に納めて下さい。

なお納税についていろいろご相談のあるかたは税務課へおいでください。又、国民年金保険料、水道料、住宅使用料、ごみ処理手数料についても、この期間中、税金

済みましたか!!

住民税の申告相談はすでに、二月三日から三月八日までそれぞれの日程で各地区を巡回しておりますが、当日都合悪く申告できなかったかたのために特に三月十五日までの期間税務課で受け付けいたしますからぜひおいでください。

税

なお申告をしないといろいろと控除(差引)される額がわからないので納税者がたいへん不利になることがありますのでご注意ください。

たはこは町内から

買いましよう

暮しの案内

三月の健康メモ

学校へ入学する子には、起床、食事、寝寝など正しい生活の習慣をつけさせてください。入学当時は精神的にも、身体的にも成長するものです。又、入学前の身体検査で注意をうけたらすぐ治療しましょう。

三月三日は耳の日です。耳はれや耳あかがつまって聞こえない子供さんなど案外気づかないことがあります。時々、おかあさんのひざに頭をのせ語りながら耳のそじをしてやるのも心がよいためよい機会です。

今年には寒暖の変化が激しく、体調を順応させるのに苦労された方もいるかと思えます。

「冬が終ったからかぜはもう安心」と思ったらおまちがひ。

「寒いからかぜをひく」とよく言いますが、寒さだけではかぜはつきません。病原体(病気を起こすもと)は常に私たちの体の中に入ったり出たりしています。健康な時は病原体に勝つ力をもっているが、あまり疲れたりすぎたり、栄養状態が悪かったりすると病原体に負けて「かぜ」をひいてしまいます。かぜをひかないためには、

四月から

国保被保険者証が更新

昭和四十七年四月一日をもって現在使用している国民健康保険の被保険者証が更新されます。なお国保加入世帯や被保険者の正確な把握(異動の整理を厳正に)

国民健康保険の

お知らせとお願い

これにあたります。

◆ 国保の仕事

国保の仕事は被保険者がお医者さんにかかったときの、医療費を負担(支払い)してあげることです。被保険者が国保でお医者さんにかかると、その日かかった医療費の三割を自分で負担して支払います。残りの七割は国保が負担して支払ってあげます。(この他特別の取りきめ—老人医療費は無料とかは別です。)

◆ 運営は町

国保の運営にあたるもの(これを被保険者といいますが、わたくしたちの住んでいる町です)です。また、これとは別に同一県内の美容、理容、料飲などの業が種ผสมってつくっている、国保組合も

これからの寒暖の変化に体をならすこと、十分な栄養と休養をとり体を疲労した状態におかないことがまず大切です。

かぜにかかったら「かぜぐらい言いますが、寒さだけではかぜはつきません。病原体(病気を起こすもと)は常に私たちの体の中に入ったり出たりしています。健康な時は病原体に勝つ力をもっているが、あまり疲れたりすぎたり、栄養状態が悪かったりすると病原体に負けて「かぜ」をひいてしまいます。かぜをひかないためには、

各町内部落の保健補導員や町政協力員のご協力にいただく予定ですので、現在の保険証をいつでも返納できるように準備ください。ことと、異動があったら事前に新保険者証に違いがあった場合は直ちに役場窓口で保険者証と印鑑持参の上、変更、訂正の手続きをしてください。

集金人を募集します

▲ 水道課 ▼

去る二月十三日、五城目婦人会では、第七回のグループ発表と、作品展示会を開きました。その時、事例発表で、病氣見舞のお返し廃止についてよく実行されている町内の発表がありました。しかし、仲々実行されにくい、町内の話もあり、午後の話し合いの時にもこの事について色々、意見の交換がありました。

此の事項は、南秋連合婦人会、農協婦人部の申し合せ事項でもあり、かな前々から呼びかけられ推進されているはずなのに、まだにすつきりと実行に移されていないのは残念なことです。原因は色々でしようが、これは婦人だけの問題ではなく、男性も女性も老人も子供もみんな力を合せて実行しなければいけない事なのです。た上で採否を決定いたしますが、

昔ながらの義理人情も大切ですが、何事も程々にする事が一番で身近かな見舞い返しの廃止を希望するよう皆さんの協力をお願いします。

◆ 集金の私人委託
上水道の料金は、役場の税務課に委託して毎月一回集金してはいますが、昭和四十七年度(四月分)から企業の合理化と、日中留守がちな利用者の便宜をお計いするために水道料金の徴収を私人に委託することにいたしました。

私人とは、一般の皆様方の誰れでもということであって勿論男女の区別はありません。また町内会婦人会、青年会その他の団体でもかまいませんが町と委託契約をする場合は、あくまで団体の代表者個人となります。

委託をする集金人の人数、委託をする地域及び人選については希望者の申込状況やご意見を承った上で採否を決定いたしますが、

◆ 集金委託料
集金委託料(手数料)は、徴収率(集金成積)によって多少の差はありますが一件二〇円前後で、毎月末に締切り翌月十日に支払います。参考までに申し上げます町営の簡易水道の料金は四年前から各地区共部落から推定された人達が集金していますが手当は年一回で形ばかりのものですが毎年の徴収率は一〇〇%です。

また秋田市でも現在旧市内に一四人(このうち二人が女性)の集金人が活躍しており、一般からはたいへん好評ですが九〇%以上の徴収率という好成績をあげておりますが委託料は一件一五円から一八〇円程度となっております。

◆ 集金人の身分など
この集金人は、町の公営企業の委託をうけて自己の名と責任において水道料金の徴収するわけですが、両者の間に雇用関係が発生するものではないことをあらかじめおことわりしておきます。

なお、くわしいことは役場水道課にお尋ね下さい。

町議会議員二十六の目選です